

調達実績の概要の取りまとめ及び公表並びに 環境大臣への通知の項目

1. 調達実績の概要の内容

(1) 特定調達品目の調達状況

① 目標達成状況等

- 各特定調達品目の調達量
- 各特定調達物品等の調達量
- 各特定調達品目の目標、特定調達物品等の調達率、目標達成率

② 調達目標を達成できなかった場合の理由等

- 判断の基準を満足しない物品等の調達量
- 調達した判断の基準を満足しない物品等の内容（特徴、仕様、環境への配慮等）
- 判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

- 環境への配慮の内容
- 調達量

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

- 環境物品等の名称
- 環境への配慮の内容
- 上記（1）①から③に関する事項

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

（例えば、受注者の環境負荷低減への取組の考慮、入札方法の工夫等）

(4) 当該年度調達実績に関する評価

2. 環境大臣への通知期限

- 翌会計年度 6 月末

<参照>

第 8 条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度終了後、遅延なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。